

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

目次

- はじめに
- 分類及び測定に関する米国会計基準変更の要約
- 付録—分類及び測定モデルの比較

標的療法

FASB が金融商品の分類及び測定に係るガイダンスを改訂

ジャミー・デイビス(Jamie Davis) 及びシャヒド・シャー(Shahid Shah) (デロイト&トウシュ LLP)

はじめに

2016年1月5日、FASB は金融商品の分類及び測定に係る米国会計基準におけるガイダンスを改訂する、[ASU2016-01](#)¹を発行した。当 ASU は、多くの現行規定を引き継ぐが、(1)資本性証券に対する投資の分類及び測定、並びに(2)公正価値で測定される金融負債の特定の公正価値変動の表示に関連する事業体の会計処理を大幅に改訂する。当 ASU はまた、金融商品の公正価値に関する特定の開示規定を改訂する。

当 Heads Up は、金融商品に関する分類及び測定モデルに対する FASB による改訂の包括的な要約を提供するものである。加えて、当 Heads Up の付録は、現行米国会計基準、当 ASU、及び IFRS 第 9 号(2014 年)²による分類及び測定モデルを比較している。

編集者注: FASB と IASB は、それぞれの分類及び測定モデルのコンバージェンスに向けて作業していた(FASB の 2013 年 2 月公開草案を参照のこと)が、利害関係者に対するアウトリーチ活動及び費用対効果分析実施後、FASB は最終的に、現行米国会計基準に対する限定的な変更のみの実施を決定した。結果として、当 ASU による改訂は、IFRSs とのコンバージェンスを達成するものではない。IASB による当トピックの最終ガイダンスは、IFRS 第 9 号に対する改訂の形式で、2014 年 7 月に発行された(IFRS 第 9 号(2014 年)に対する改訂についての更なる情報については、デロイトの 2014 年 8 月 8 日付 [Heads Up](#) を参照のこと)。

分類及び測定に関する米国会計基準変更の要約

当 ASU による主要な変更について以下で議論される。

資本性投資の分類及び測定

当 ASU は、パートナーシップ、非法人型ジョイントベンチャー及び有限責任会社(limited liability company)等のその他の所有持分を含む、資本性証券に対する全ての投資を、純利益を通じた公正価値(FVTNI)で引き継ぐことを、事業体に要求する。この規定は、持分法適格投資又は被投資者の連結の結果となるもの、又は事業体が公正価値測定に対する実務的例外(以下で議論される)を選択したものには適用されない。

¹ FASB Accounting Standards Update No. 2016-01, Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities.

² IFRS 9, Financial Instruments (revised 2014).

編集者注: 現行米国会計基準では、(1)持分法投資(投資者が被投資者に対して重要な影響力を有するもの)、又は(2)被投資者の連結の結果となるもの以外の、市場性ある資本性証券はトレーディング目的保有又は売却可能(AFS)のいずれかで分類される。AFS 資本性証券に関しては、累積その他の包括利益(OCI)は、売却時点、又は一時的でない減損時に、純利益にリサイクルされる。持分法投資又は被投資者の連結の結果となるもの以外の市場性のない資本性証券に対する投資は、公正価値オプションが選択される場合を除き、原価(減損控除後)で測定される。これは、資本性証券はもはや、AFS 証券として又は原価法を使用して会計処理されないため、そのような資本性証券を所有している事業体は利益に著しい変動率を見ることが出来る。例えば、この新規定は、現在 AFS 証券として会計処理されている、特定種類のミューチュアル・ファンド(例えば、社債ファンド及び固定利付ファンド)に著しい影響を与えることになる。ASC320-10-55-9³によれば、ミューチュアル・ファンドは、それが、米国政府負債証券にのみ投資している場合であっても、資本性証券とみなされる。結果として、社債ファンド及び固定利付ミューチュアル・ファンドに対する投資は、資本性証券とみなされ、当 ASUによりFVTNIとして会計処理されなければならない。

ASC820-10-35-59 における純資産価値(NAV)実務的例外が適格でない、即時に判定可能な公正価値のない資本性証券に対する投資に関しては、事業体が、公正価値測定に対する実務的例外の選択が容認される。それによれば、当該投資は、原価から、減損を控除し、同一又は同一発行者の類似投資の観察可能な価格変動(秩序ある取引における)を加減した金額で測定されることになる。当 ASU は、観察可能な価格変動識別時に、事業体は、「既知又は合理的に知りうる」関連取引を検討しなければならない、また、事業体は、当該取引識別のための不合理でないコスト及び努力を費やすことは要求されないことを明確化した。当 ASU はまた、事業体は、議決権、分配権及び選好、並びに転換特性等の、証券の権利及び義務を、同一発行者により発行される証券が、事業体により保有される資本性証券と類似しているか否かの評価に当たり、検討しなければならない、と言及している。

実務的例外は、(1)投資会社である報告事業体、(2)証券に対するブローカー・ディーラー、又は(3)退職後給付制度については利用できない。

編集者注: 実務的例外を選択する事業体は引き続き、減損に関して資本性投資を評価する必要がある(以下の議論を参照のこと)。

さらに、メンバーである金融機関に発行された、連邦住宅貸付銀行(Federal Home Loan Bank: FHLB)及び連邦準備銀行(FRB)株に対する投資は、当ガイダンスの対象とはならない。代わりに、FHLB 及び FRB 株は、ASC942-325-35-3 により、原価から減損を控除した金額で会計処理が継続されることになる。公正価値が即時に判定できない資本性投資に対する当 ASU の減損額ガイダンスについても、FHLB 又は FRB 株には適用されない。

³ FASB会計基準編纂書リファレンスのタイトルについては、デロイトの「FASB会計基準編纂書におけるトピック及びサブトピックのタイトル」参照のこと。

実務的例外を使用して測定された即時に判定可能な公正価値のない資本性投資の減損評価

事業体の実務的例外を選択した資本性証券に関する減損モデルを簡素化する努力として、FASBは、そのような投資の毀損が一時的でないことを評価する米国基準における規定を削除した。この新ガイダンスでは、各報告期間(末)ごとに、事業体は、当該投資が毀損しているか否かを判定するために、以下の指標(当 ASU により追加された ASC321-10-35-3 による)を定性的に検討することになる。

- a. 利益業績、信用格付け、資産の質、又は被投資者の事業予想における顕著な悪化
- b. 規制、経済、又は被投資者の技術的環境における顕著な不利な変化
- c. 被投資者が事業展開する地域、又は産業のいずれかの全般的市場条件における顕著な不利な変化。
- d. その投資の帳簿価額未満の同一又は類似投資に係る真正な購入の申し込み、被投資者による売却の申し込み、又は完了したオークション・プロセス。
- e. 事業からの負のキャッシュ・フロー、運転資本不足、又は法定資本規定若しくは負債特約条項等、被投資者の継続企業として継続する能力に関する重要な懸念を生じさせる要素。

資本性証券が、定性的評価を基礎として毀損していると判定される場合には、事業体は、当該証券の帳簿価額が公正価値を超過する金額を減損損失として認識することになる。対照的に、ASC320-10-35-30 における現行ガイダンスは、事業体が、二段階評価、すなわち第一段階として資本性証券が毀損しているか否か、次に、毀損が一時的なものではないか否かの評価を実施することを要求している。

公正価値オプション負債に対する商品特有の信用リスクに起因する公正価値変動の表示

当 ASU は、公正価値オプションが選択された金融負債の公正価値変動の表示に関連する追加的認識及び開示規定を設定している。当ガイダンスによれば、事業体は、総額を利益に反映するのではなく、商品特有リスクに起因する公正価値変動総額の一部を、OCI として別個に表示することが要求されることになる。しかしながらデリバティブ負債に関して、商品特有信用リスクに関する如何なる公正価値変動も、現行米国会計基準と同様に、純利益に表示され続けることになる。商品特有信用リスクに関する公正価値変動総額の一部を OCI として別個に表示するこの新規定は、ASC810-10-30-10 から 30-15 及び ASC810-10-35-6 から 35-8 に準拠して測定される連結担保付資金調達事業体 (consolidated collateralized financing entity) の金融負債には適用されない。

事業体は、商品特有の信用リスクに関する公正価値変動部分を、ベース市場リスク、例えば無リスク金利又はベンチマーク金利の変動により生じる公正価値変動を、公正価値変動総額を超過する部分として測定することになる。代替的に、事業体は、商品特有の信用リスク変動から生じる公正価値変動総額の一部を、より忠実に表示することを考慮する他の方法の使用が容認されることになる。いずれの場合であっても、事業体は、商品特有信用リスクに関する損益の決定に使用された方法を開示し、また、期間から期間にわたり継続的に当該方法を適用することが要求されることになる。

当規定の結果、OCI に反映された累積損益は、金融負債が認識中止されると利益を通じて認識されることになる。

編集者注:2008年の金融危機において、多くの利害関係者は、公正価値オプションが選択されていた金融負債の公正価値変動が、事業体自身の負債に関連する場合、当該変動記帳の利益に対する直感に反する影響(counterintuitive impact)に関して懸念を表明した。

今日の米国会計基準では、公正価値で測定される金融負債に関しては、事業体は、商品特有信用リスクが上昇した場合は利益認識され、商品特有信用リスクが低下した場合には、損失が認識されることになる。この新ガイダンスは、事業体自身の信用リスクの変動から生じる公正価値変動は、OCIに表示することを事業体に要求することにより、この直感に反した結果を除去することを目的としている。

以下の**発効日及び早期適用**セクションでより詳細に議論されているように、事業体は、未だ発行されていない財務諸表に関して、当 ASU のこの規定を早期適用することが容認される。

AFS 負債証券に関連する繰延税金資産に対する評価性引当金

新ガイダンスは、AFS として分類された負債証券に関連する繰延税金資産(DTAs)に対する評価性引当金の必要性評価に関する実務上の多様性を排除する。現行米国会計基準では、事業体は、他のDTAsとは別個に、又はそれらと合算して、いずれかにより実施可能である。新ガイダンスは、事業体は、「事業体の他の[DTAs]と合算して、[AFS]証券に関連する[DTA]に対する評価性引当金の必要性を評価」しなければならないことを明確化している。

編集者注:金融商品が公正価値で測定されている場合には、その商品の税務ベースは、通常影響を受けない。これは、ASC740に関するDTA又はDTLを計上することにより、投資の税務ベースと財務報告ベースの一時差異を生じさせる。過去においては、ある事業体は、AFS 負債証券に関連するDTAsに係る評価性引当金の必要性を、その他のDTAsとは別個に評価していた。改訂ガイダンスは、当該別評価は認められないことを明確化している。

開示規定

以下要約は、当 ASU による開示関連の留意すべき変更の一部である。

ASC825 における開示の改訂

財政状態計算書上、公正価値で認識されない金融商品に関しては、当 ASU は、以下のように明記している。

- 公開ビジネス事業体(PBE)の定義を満たさない事業体は、もはや公正価値に関するASC825-10-50の開示⁴の提供を要求されない。
- PBEs はもはや(1)公正価値見積もりに彼らが使用した手法及び重要な仮定、又は(2)公正価値見積もりに彼らが使用した手法及び重要な仮定の変更の説明に関連するASC825-10-50-10(b)及び(c)における情報の開示を要求されない。

⁴ ASU2016-01による改訂以前、ASC825-10-50-10は次のように述べていた、すなわち「報告事業体は以下を開示しなければならない:

- 財務諸表本表、又は関連注記のいずれかにおいて、公正価値の見積もりが実務的に可能である金融商品の公正価値。
- 820-10-50-2(bbb)項の規定と整合した、金融商品の公正価値見積もりに使用された手法及び重要な仮定。但し、当該項により、……定量的開示の提供を要求されない報告事業体を除く。
- 期間中にもしあれば、金融商品の公正価値見積もりに使用された手法及び重要な仮定の変更の説明。
- その全体として分類された公正価値測定における公正価値ヒエラルキーのレベル(レベル1、2、又は3)。」

しかしながら当 ASU は、PBEs が、(1)財務諸表本表又は関連注記のいずれかにおいて、財政状態計算書上、公正価値で認識されない金融商品、及び(2)金融商品が分類されている公正価値測定ヒエラルキーのレベル(すなわち、レベル 1、レベル 2、又はレベル 3)に関する公正価値情報提供を求め、米国会計基準の現行規定を保持する。

編集者注:「公正価値の見積もりが実務的に可能」でない場合に、ASC825-10-50 の公正価値開示の省略を容認するオプションは、排除された。

当 ASU はまた、貸付金の公正価値見積もりに関する開示目的で、「入口」価格概念を容認するものと解釈されてきた、ASC825 におけるガイダンスを除去することにより、米国会計基準を明確化している。当改訂は代わりに、ASC820 における「出口」価格概念に準拠した、償却原価で測定される金融資産及び金融負債の公正価値の開示を PBE に要求している。但し、(1)1年未満内期限の債権及び債務、(2)実務的例外が適用される資本性投資、及び(3)契約上の満期が確定していない、又は存在しない預金負債に関しては除く。

編集者注:実務家は、ASC825-10-55-3 の現行例証ガイダンスを、事業体が、「入口」価格概念を基礎として、貸付金の公正価値を開示することを容認しているものと解釈していた可能性がある。「出口」価格概念を基礎として公正価値を開示する当 ASU の規定は、入口価格を基礎として、貸付金の公正価値の開示を継続していた事業体に関して主要なシフトを示す可能性がある。この新ガイダンスは、財務諸表利用者に対して、公正価値測定に関連した、さらなる首尾一貫性及び比較可能性を達成することが意図された。

当 ASU はまた、貸借対照表又は財務諸表注記のいずれかで、(1)測定カテゴリー(すなわち、償却原価又は公正価値—純利益又は OCI)及び(2)金融資産の様式(すなわち、証券及び貸付金/債権)によりグループ化された全ての金融資産及び金融負債を開示することを、全事業体に要求している。

即時に判定可能な公正価値がない資本性投資

新ガイダンスは、(1)即座に公正価値が判定できない投資の帳簿価額、(2)観察可能な価格変動による帳簿価額になされた調整金額(上方又は下方のいずれか)、(3)報告期間中の減損チャージ、及び(4)(1)から(3)の項目で開示される定量的情報決定において事業体が検討した、利用者による理解を支援する追加的情報を開示することを、公正価値測定に対する実務的例外(上述)を選択した事業体に要求している。

発効日及び早期適用

PBEs に関しては、この新基準は、2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度、及びそれに属する期中期間から発効する。その他の全ての事業体に関しては、制度会計に係る ASC960 から ASC965 の適用範囲内である、非営利事業体及び従業員給付制度を含め、発効日は、非公開会社意思決定フレームワークの提言に即している、—すなわち、当ガイダンスは、PBEs に関する発効日後 1 年(すなわち、2018 年 12 月 15 日)に開始する事業年度、及び PBE 発効日後 2 年に開始する事業年度(すなわち 2019 年 12 月 15 日)内の期中報告期間から発効する。

早期適用は、財務諸表が未だ発行されていない、又は ASC825 になされた以下の変更に関して発行可能ではない全ての事業体に対して容認される。

- 公正価値オプションにより測定される金融負債に関しては、商品特有の信用リスクの変更から生じる公正価値変動は、その他の包括利益において、別個に表示されることになる。
- 公正価値で認識されない金融商品に関する公正価値開示規定は非 PBEs に関しては削除されることになる。

その他の規定の早期適用は、PBEs に関しては認められない。非 PBEs は、PBEs に関して発効する時点(すなわち、2017 年 12 月 15 日後に開始する事業年度、及びそれに含まれる期中期間)で、新基準の早期適用が容認される。

当改訂の適用に当たり、事業体は、当ガイダンスが発効する事業年度の期首時点の期首留保利益に対する累積的影響調整を行うことが要求されることになる。但し、以下例外がある。

- 即時に判定可能な公正価値がない資本性証券に係るガイダンス(開示規定を含む)は、適用日時点で存在する全ての資本性投資に対して、将来に向かって適用されることになる。
- 開示目的で、金融商品の公正価値測定に当たり、出口価格概念使用に係る ASC820 と一貫したガイダンスは、将来に向かって適用されることになる。情報がもはや、当ガイダンス適用の結果として比較可能でない場合、事業体は、その事実の開示を要求されることになる。

付録一分類及び測定モデルの比較

以下の表は、現行米国会計基準、当 ASU、及び IFRS 第 9 号(2014 年)による分類及び測定モデルを比較するものである。

項目	現行米国会計基準	ASU2016-01	IFRS 第 9 号 (2014 年)
資本性投資以外の金融資産に関する分類及び測定区分	<p>ASC320 では、証券に対する投資の分類及び測定に当たり、三区区分が使用される。:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トレーディング(FVTNI)。 ・ AFS(FVTOCI)。 ・ 満期迄保有(償却原価)。 <p>ASC310 では、貸付金の分類及び測定に当たり、二区分が使用される。:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資目的保有(償却原価) ・ 売却目的保有(低価法) 	変更なし。	<p>三区区分が使用される。:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 償却原価。 ・ その他の包括利益を通じた公正価値(FVTOCI)。 ・ 損益を通じた公正価値(FVTPL)。
資本性投資に関する分類及び測定区分	<p>ASC320 では、持分法適用投資(投資者が、被投資者に対して重要な影響力を有するもの)、又は被投資者の連結の結果となるもの以外の市場性ある資本性証券は、トレーディング目的(FVTNI)又は AFS(FVTOCI)として分類される。</p> <p>AFS 資本性証券に関しては、OCI に累積された金額は、売却時、又は証券が一時的ではない減損となった時点で、純利益にリサイクルされる。公正価値オプションが選択されない限り、持分法投資以外の市場性のない資本性証券は、原価(減損控除後)で測定される。</p>	<p>ASC321 では、事業体は、持分法適用適格でない、又は被投資者の連結の結果とならない全ての資本性証券に対する投資を、FVTNI で引き継ぐことになる。即時に判定可能な公正価値のない資本性投資に関しては、事業体は、実務上の例外を選択し、当該投資を、減損控除後、観察可能な価格変動(秩序ある取引における)を加減した原価で測定することが容認される。</p> <p>当該例外は、投資会社、ブローカー・ディーラー、確定給付制度、及び ASC820-10-35-59 による NAV 実務的例外を適用する資本性投資に対する投資者については認められないことになる。</p>	<p>持分法適用投資又は被投資者の連結の結果となるもの以外の資本性投資は、FVTPL として会計処理される。当初認識時に、トレーディング目的でない資本性投資を、FVTOCI とする撤回不能な指定を行うオプションがある。FVTOCI 資本投資に関しては、OCI に累積された金額は、当該投資が売却又は減損したとしても、損益に移管されない。限定的な状況では、「原価が、適切な公正価値の見積もりである場合がある。」</p>
金融負債に関する分類及び測定区分(カテゴリー)	<p>非デリバティブ金融負債(主に事業体自身の負債)は、公正価値オプションが選択されない限り、償却原価で会計処理される。デリバティブ金融負債及びショート・セール(short-sale)債務は、公正価値で測定される。</p>	<p>公正価値オプション負債に対する特定の公正価値変動の表示(以下参照)を除き、変更なし。</p>	<p>金融負債は、償却原価で引き継がれる。但し、デリバティブ及びトレーディング負債並びに公正価値オプションにより指定されるもの(以下参照)を除く。</p>
金融資産分類方法	<p>証券に関しては、分類は、事業体が、トレーディング目的で保有する、又は満期迄保有する意図及び能力を有しているかによる。</p> <p>貸付金に関しては、分類は、事業体が、満期迄又は予見可能な将来にわたり貸付金を保有する意図があるか否かによる。</p>	変更なし。	<p>分類は、事業体が、金融資産を管理するビジネス・モデル、及び金融資産の契約キャッシュ・フロー特性の双方を基礎とする。</p>
償却原価で引き継がれる金融資産に対する規準	<p>以下の金融資産は、償却原価で引気告がれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業体が、満期迄保有する積極的な意図及び能力を有する負債証券。 ・ 事業体が、満期迄又は予見可能な将来にわたり保有する意図及び能力を有する貸付金。 	変更なし。	<p>以下の規準双方を充足する場合、金融資産は償却原価で引き継がれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それらが、キャッシュ・フロー特性規準を充足する(すなわち、元本及び金利の支払いのみ)。 ・ それらが、その目的が、契約キャッシュの回収のための資産を保有することにあるビジネス・モデル内で保有される。

項目	現行米国会計基準	ASU2016-01	IFRS 第 9 号 (2014 年)
FVTOCI で測定される資本性投資以外の金融資産に関する規準	<p>資本性投資以外の以下の金融資産は、FVTOCI で測定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • トレーディング又は満期迄保有のいずれかで分類されない負債証券に対する投資。 • 投資者が、契約上、当初記帳投資のほとんど全てを回収できないリスクにさらされていない場合、トレーディング目的保有として分類されない貸付金。 	変更なし。	<p>資本性投資以外の金融資産は、以下の規準双方を充足する場合、FVTOCI で測定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • それらがキャッシュ・フロー特性規準を充足する。 • それらが、契約キャッシュ・フローを回収するため、及び売却目的の双方で資産が管理されるビジネス・モデル内で保有される。
FVTNI(又は FVTPL)で測定される資本性投資以外の金融資産に関する規準	<p>資本性投資以外の以下金融資産は、FVTNI で測定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 主にトレーディング目的で購入及び保有される負債証券。 • 投資者が、契約上、その当初記帳投資のほとんど全てを回収できないリスクにさらされている場合、主にトレーディング目的で購入及び保有される負債証券。 • 公正価値オプションにより選定された金融資産(以下参照)。 	変更なし。	<p>資本性投資以外の以下の金融資産は、FVTPL で測定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 償却原価又はFVTOCIのいずれかに適格性が無い金融資産。 • 公正価値オプションにより指定される金融資産(以下参照)。
低価法で測定される金融資産に関する規準	売却目的保有貸付金。	変更なし。	該当なし。
FVTOCI で会計処理される金融資産に係る未実現為替差損益	AFS 負債証券に関しては、未実現為替差損益は、その他の未実現損益が繰り延べられる方法と同様の手法でOCIに繰り延べられる。	変更なし。	FVTOCI で会計処理される非資本性投資に係る未実現為替差損益は、損益で認識される。
複合金融資産	複合金融商品内の組込デリバティブは、特定の条件を充足する場合には、分離され、FVTNI で別個に会計処理される。	変更なし。	契約キャッシュ・フロー特性及びそれらが管理されるビジネス・モデルに準拠して、全体として測定及び分類される。複合金融資産内の組込デリバティブの分離は禁止される。
公正価値オプション—適格条件	当ガイダンスの範囲内である金融商品に関しては、適格条件は、公正価値オプションが選定される前に充足される必要はない。	変更なし。	<p>公正価値オプションは、適格条件を充足する場合のみ選択することが可能である。</p> <p>金融資産に関しては、当オプションは、それを使用することが、会計上の不整合を除去する、又は大幅に減少させることになる場合に、選択することが可能である。</p> <p>金融負債に関しては、当オプションは、以下のいずれかが適用される場合に、選択可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • オプションの行使が、会計上の不整合を除去する又は大幅に減少させることになる。 • 「金融負債のグループ又は金融資産と金融負債[のグループ]が、文書化されたリスク管理戦略又は投資戦略に従って、公正価値ベースで管理され業績評価されており、当該グループに関する情報が、事業体の経営幹部に対して社内的にそのベースで提供されている」 <p>加えて、公正価値オプションは、以下のいずれかが適用されない限り、複合金融負債に関して選択可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • その組込デリバティブ又はデリバティブが、「それがなければ契約上求められていたはずのキャッシュ・フローを大幅に変更していない。」 • 「同様の複合金融商品が最初に検討される際に、組込デリバティブの分離が禁じられることが、ほとんど分析なしに明らかな場合。」

項目	現行米国会計基準	ASU2016-01	IFRS 第9号 (2014年)
公正価値オプションとして指定された金融負債に関する商品特有の信用リスクに起因する公正価値変動の表示	現行米国会計基準では、類似規定は存在しない。	商品特有の信用リスクの変動により生じる総公正価値変動の一部は、OCIに認識される。OCIに累積された残存金額は、当該負債が消滅する際に、利益に再分類される。	当該負債の信用リスクの変動により生じる総公正価値変動の一部は、当該取り扱いが、損益における会計上の不整合を創出又は拡大する場合を除き、OCIに認識される。この金額は事後に損益に移管されない。
資本性投資以外の金融資産の再分類	再分類は、特定状況下で容認される。満期迄保有区分(カテゴリ)からの移管、及びトレーディング区分(カテゴリ)からの、又はへの移管は稀であると予想される。	変更なし。	ビジネス・モデルが変更された場合には、再分類は要求され、ビジネス・モデル変更があった期間後の期間の最初の日時点で記帳されることになる。

登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する Heads up およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください(www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください(<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.